

(電子メール施行)
砂第1083号の2
令和2年6月30日

一般社団法人 兵庫県宅地建物取引業協会会長 様
公益社団法人 全日本不動産協会兵庫県本部長 様
公益社団法人 兵庫県不動産鑑定士協会会長 様

兵庫県県土整備部土木局砂防課長

土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の指定について（通知）

本県の砂防行政につきましては、平素から格別のご理解をいただき厚くお礼申し上げます。
下記1の地区について、下記2のとおり指定しましたので、会員の皆様方への周知をお願いします。

記

1 指定地区

相生市 矢野町、若狭野町、緑ヶ丘、青葉台、佐方、陸、竜泉町、山手、那波、
ひかりが丘、相生、西谷町

2 指定区域数及び公示日等

(1) 土砂災害警戒区域

① 新規指定 6箇所（急傾斜地の崩壊6箇所）

令和2年6月30日兵庫県告示第723号

② 一部改正 16箇所（急傾斜地の崩壊16箇所）

令和2年6月30日兵庫県告示第730号及び第731号

(2) 土砂災害特別警戒区域

① 新規指定 138箇所（急傾斜地の崩壊117箇所、土石流21箇所）

令和2年6月30日兵庫県告示第738号

3 公示図面の相談窓口（関係土木事務所）

西播磨県民局光都土木事務所管理課（電話：0791-58-2235）

砂防課管理班 稲垣 電話 078-341-7711(代) 内線 4464
--